

<報道発表資料>

令和3年10月22日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和2年8月、在籍していた幸手保健所において、指定難病に係る医療給付申請に適切に対応せず、申請者と同じ疾患で亡くなった別の受給者の受給者番号を故意に使用し、受給者証を偽造し、交付した。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県総合治水事務所 主任
川口 慶太（かわぐち けいた）（56歳）男性

処分内容 免職

処分年月日 令和3年10月22日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

3 管理監督者の処分

部下職員のような行為を防止できなかったことは、結果として管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
前 幸手保健所長	44歳	男性	戒告
前 幸手保健所 副所長	58歳	男性	訓告
幸手保健所 主幹級職員	57歳	男性	訓告
幸手保健所 主幹級職員	58歳	女性	訓告
幸手保健所 主幹級職員	61歳	女性	訓告

4 問い合わせ先

(1) 職員の懲戒処分について

○ 総務部人事課 人事管理担当 松井・大熊
直通048-830-2418 内線2423・2419

(2) 不正な事務処理について

○ 保健医療部保健医療政策課 職員担当 石田・青木
直通048-830-3520 内線3522